

○今帰仁村後援等名義の使用承諾に関する取扱要領

平成28年10月17日

要領第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、今帰仁村（以下「村」という。）の後援等の名義使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「後援等」とは、事業の趣旨に賛同し、その開催に当たって後援、協賛、協力及びこれに準ずる表現を用いて村名義のみの使用をもって支援することをいう。

(名義使用の基準)

第3条 村の名義使用の承認に当たっての基準は、次のとおりとする。

(1) 主催者についての承認基準

- ア 官公庁及び独立行政法人
- イ 学校及び学校関係者が組織する団体
- ウ 地方公共団体
- エ 社会教育関係団体
- オ 公益を目的とする法人又は団体
- カ アからオまでに準ずる団体で村長が特に適当と認めた団体（親睦団体、政治団体及び宗教団体を除く。）

(2) 対象となる事業の承認基準

- ア 事業目的が、学校教育、社会教育又は文化・スポーツの振興であり、村民生活の向上に寄与するものであること。
- イ 公益性を有するものであって、主催者の構成員の親睦を目的とするものでないこと。
- ウ 事業名、主催者及び事業日程が明らかであること。
- エ 営利を主たる目的とするものではなく、入場料等が対象者に対する経済的負担が過重でないこと。
- オ 開催の場所が公衆衛生及び災害防止に関して十分な設備及び措置が講ぜられていること。

(3) その他の承認基準

- ア 原則として村が経費を負担しないこと。
- イ 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれがあると認められないものであること。

(名義使用の手続)

第4条 村の名義使用の承諾を申請しようとする者（以下「申請者」と

いう。)は、今帰仁村後援等名義使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の関係書類を添えて、当該事業の開催日(当該事業を周知する文書等に村名を使用する場合は周知開始日)の14日前までに村に提出しなければならない。ただし、当該開催日のおおよそ1年以内に名義使用の承認を受けたもので当該事業内容と変わらない事業に対する名義使用の承諾については、関係書類を省略することができる。

- (1) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(入場料が有料の事業の場合は、予算書を含む。)
- (2) 村の名義使用を予定する印刷物等の見本
- (3) 前条第1号カの団体については、当該団体に関する規約その他活動概要が明らかとなる書類
(承認等)

第5条 村は、申請書を審査し、適当と認めたときは、速やかに今帰仁村後援等名義使用承認(不承認)決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 村は、村の名義使用の承認をした事業が第3条の承認基準に反するものであると判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。

(報告)

第7条 村は、必要があると認めるときは、名義使用の承認をした事業の主催者に対し、今帰仁村後援等名義使用の事業実施報告書(様式第3号)の提出を求めることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前日までに村から名義の使用の承認を受けた団体に対する承認は、この要領による承認とみなす。ただし、当該承認は第4条ただし書の規定は適用しない。